

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月10日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第2号

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する
規則

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（平成23年千葉市人
事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が別に定める場合を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。